

## 【議事録】 中間貯蔵施設に関する説明会⑤

注：議事録については、議事を忠実に再現することを目的としておりますが、録音機器を使用し作成している都合上、マイク等の音声が聞き取りにくい箇所については、環境省において補っております。

また、読みやすさの観点から、「マイクを使ってください。」といったお願いなど、質問・意見には直接関係がないと考えられるやりとりについては、割愛しておりますので御承知おきください。

日時：6月2日（月）18：00～19：45

場所：柏崎文化会館アルフォーレ

出席：環境省、復興庁、内閣府被災者生活支援チーム、資源エネルギー庁、福島県

### 質疑応答

参加者：私のうちはちょうど6号線のすぐ脇と言いますか、施設の建設予定地のすぐ近くなんですけれども、この私自身は、もうちょっと戻るとも実はないんですが、うちとしてはあって、まだ一応借金も払ってるような状態なんですけれども、先ほどの説明の8ページ目の賠償と言いますか、生活の安定というか、そこに書いてあることはその範囲内だけの、施設の範囲内だけの話で、周りのほうは含まれないというふうな理解でいいでしょうか。その辺りをちょっと聞きたいですが。

環境省：今、1ページと言われたのはこちらの資料のほうですね。交付金の中身を今固めているところなんですけれども、例えばふるさと結びつきとかという話については当然、周りの方にもそういうニーズは当然あるわけです。全てが同じというわけではないんですけれども、敷地の外側の方を対象とするものも、当然つくることになるだろうと思っています。

資源エネルギー庁：賠償に関して申し上げますと、中間貯蔵施設かどうかということではなくて、大熊町、それから双葉町の皆さま方、特に今回、住居確保損害という形で住居と土地とそれから慰謝料という形で、追加的な賠償をさせていただいておりますが、これに関しましては特に差があるというものではございません。町全域の方が対象になっているという形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

復興庁：8ページの一冊下に、復興公営住宅の件が、書いてございますが、これもご案内かと思えますけれども、中間貯蔵施設とストレートに関係しているということではございませんで、双葉町と大熊町の方々であれば、どなたでも入居申し込み可能ということで、この春から入居の募集を開始したところでございますので、そういう意味での差異はないということでございます。

参加者：今の方でね 私のうちは予定地内にあつて、田んぼからお墓まで全部なんかいっぱいあるんですけども、一応、中間貯蔵地を造るまでの間は、お墓にお参りできるのかどうか。それとも中間貯蔵地が出来上がる前にお墓の補償とかなんか全部してくれるのかなと。それと、もう1件はさつきから何回も出てるんですけども、30年間の中間貯蔵地って決めてますけど、その30年間って決めた理由と、あとそれと中間貯蔵地が福島県内で最初やるわけだけでも、福島県内に入って、最終処分地が本当に福島県外でできるものでしょうか、と。30年たてば、われわれははいないと思うんで、そういうはっきりした目安というか、じゃあ、30年後のことを誰も、ちょっと分かんないと思うんだけども、本当に30年で、本当にやるのかどうか、ふたつ確認してください。よろしくお願いします。

環境省：ありがとうございます。墓地につきましては、もう一度、この資料の、この横長のコピーの資料の5ページに右側に載っております、実際には、個々のご事情がありまして、まだ実際の地権者の方と申しますか、こういう墓地をお持ちの方と具体的なお話ができる状況にないというのを、また施設の、事業の説明ですので、そういうのをちょっと前提でお聞きいただきたいと思えます。

それで、個々具体的なご事情がありますので、それは個々具体的なご事情によるというのが結論でございます。現在ではここに書いてございます通り、例えば既存の墓地などへの移転、あるいは町のご協力を得て新たな代替えとなる墓地を新設しての移転と。あるいは墓地がそこにある間、存置されている間の墓参の確保も含めて住民の方々の意向と要望をしっかりと踏まえながら、もうひとつ、いろいろ、やっぱり宗派とか、そういうものによって違いますので、こういう心のもった対応を心がけたいということで、それ以上の個々具体的なことは次の、実際受け入れていただいて、地権者の方とお話する段階で話させていただければな、というように思えます。そこはちょっとご理解いただきたいと思えます。

それと、ふたつ目の30年以内に県外で最終処分場のお話でございました。これは最終処分場のご質問をいただくたびに非常に私ども、心がと申しますか、現在、30年後にどこに

持っていくかという場所は決まってございません。これは決まっておらないのは事実でございます。例えば減容化の技術をどうするかとか、あるいは分離ですとか、あるいは自然減衰、自然に30年後、どのような状況になるかというようなこともまだまだ分かっておりませんので、それは今後30年かけて研究をしていきたいと思っております。従いまして、現時点では申し上げられることは、30年以内で県外で最終処分を完了したいということしか申し上げられないというのが現実でございます。

その先、本当にそれができるのかどうかということについては、それをできるだけ、30年間にわれわれ頑張って、法律で書くと言っておりますので、その法律が改正されて30年後に最終処分を完了できるように、中間貯蔵の間に最終処分に向けた準備をしていきたいと考えております。繰り返しになりますが、今そういう状況でございますので、どこに持っていけるかとか、本当にできるかというのは、まず向けた準備をして、30年後にそういうのを法律で明記するということを考えておるところでございます。

参加者：今、30年経ってね、一応、福島県外で誘致する県外が見つからなかった場合、そういうことも考えて動くことが必要ですね。だから、万が一、受け入れる県とかなんかがなかった場合は、それは今の中間貯蔵地をどうするのかなということです。30年間まったく受け入れる、県が、でっか、でないかちょっと分かんないんですけども、そのほうは今どう、そういうことも考えておくことが大事だよ。よろしく検討を、返事のほうお願いします。

環境省：ありがとうございます。30年後も見つからない場合はどうするのかというお話、あくまで仮定の話になりますが、とにかく30年間の間にいろんな技術開発を行って、最終処分に向けた道筋を付けなければいけないというように思っております。今日は皆さま方のご意見を伺います貴重な場でもありますので、そういう意見をいただいたということ胸に秘めて、30年後の最終処分に向けたいろんな研究とか、手続きという準備というのをさせていただければなというふうに思っております。どうもありがとうございました。

参加者：ちょっと今後に進め方について、ちょっとお尋ねしたいんですけど、今、住民説明会を行っていただいています。次に、県および両町の受け入れ是非の判断、こう書いてありますけども、どういう手続きが行われているか、町がどういうふうに住民が、どういうふうに関われるかと。そこを教えていただきたいと思えます。あともう1点、この「など」。「など」って一番最初にあるんですけども、汚染土壌など、この「など」には何が含まれるのか、その辺をお願いします。

環境省：お答えします。まずふたつ目の除染土壤などと、1ページ目に書いてある。例えば3ページ目に除染土壤などの中間貯蔵施設と。この「など」は何かということ、除染によってひとつは土壤とあと焼却灰、焼却灰が入ります。例えばその現場でも燃やしますし、燃やして焼却灰、10万ベクレル以上のものがこちらに貯蔵する予定になっておりますので。それで、一番いいのは、10ページのグラフ、10ページの右側にグラフが載っておりますので、内訳で申しますが、こういうことです。よろしいでしょうか。

参加者：じゃあ、これなどは福島県外にはかかってないと。

環境省：絶対、福島県内の、ということです。

参加者：ですよね。

環境省：はい。この「など」というのは、除染土壤など、ですから。場所を指定するものじゃなくて、福島県内のものについてです。

参加者：ですから、この「など」の在り方ってどこに掛かってるんだろうということ、ちょっと疑問だったのが、この中間貯蔵って一般的な原子力発電所、中間貯蔵と名前が変わったじゃないですか。特段、大熊町で出た除染関係の、福島県内で出た除染関係の中間貯蔵だっというふうに明確にうたわないじゃないですか。なぜそういうふうなうたい方ができないんだろうかと。ひょっとすると中間貯蔵って言って、今までわれわれが、少しマスコミ等で知ってきた中間貯蔵となんも変わらないじゃないかというふうに気になって、拡大してるんじゃないかというふうな思いがあって、その「など」も含めて、間違いなくどこに掛かっているんだと。

環境省：すいません。もう一度、お手元の資料の5ページをお願いしたいんですが、もう最初に中間貯蔵施設などの基本的考え方を公表する、この中で中間貯蔵施設は福島県内の土壤、廃棄物のみを貯蔵対象とするときちんとうたって、これが前提で全て物事が動いております。それと確かなのは中間貯蔵、今ネーミングと申しますが、名前が他の施設と混同するんじゃないかという、誤解を与えるんじゃないかというご指摘だと思います。例えば、核廃棄物の中間貯蔵施設と。これはまったく違いまして、あくまでこの福島県内の土壤、廃棄物のみを貯蔵対象とする中間貯蔵施設です。あくまで除染で出た土とか、あるいは燃やした灰とか、それしか入りません。

それと、ひとつ目の町の関わり方のほうですが、お手元の資料の33ページで、ここのフローチャートと言いますか、予定で、26年5月からが住民説明会、その次、県および両町の受け入れ是非の判断ということが書いてございます。それと用地の取得、詳細設計でございます。これは、まだまだ説明会が終わっておりませんので、この説明会でどんな意見が出るか、町民の皆さま、あるいは参加者の皆さまからどんな意見が出るかということをもまず把握されるというのが第1のステップかな、とっております。まだ今回、5回目ありますので、まだまだ終わっておりませんので、それを総合的に判断をされるのではないかとっております。

また、いくら町あるいは県が受け入れということになりましても、最終的にはわれわれ、用地の取得ということになりますので、最終的にはその先のステップでありますけど、用地の取得に対して地権者、土地の権利をお持ちの方のご了解をいただかないと、その先に進めないということになろうかと思っております。

繰り返しになりますが、住民説明会がまだ終わっておりませんので、どういう意見が出るのか、あるいはどんな話が国から出るのかということもあろうかと思っておりますので、そういう前提もいろいろあろうかと思っておりますが、そういうのも含めまして、判断ということではないかというように思っております。

それと、何回も言いますが、中間貯蔵施設、原発の中のものは一切入りません。あくまで除染とか、そういう燃やしたものだけで、それをちょっと繰り返し、名前からちょっと誤解される場合もあります。一切入りませんので、そこはご理解いただきたいと思ます。

参加者：施設の安全設計の件でひとつ伺います。この図面を見ますと、遮水シートとかいろいろありますが、今まで東京電力の汚染水対策、この中でもこのようなものを使っておりました。それが失敗に終わるとるんですね、実際。それはまた同じような形で書き換えするということはちょっと納得いかないんですが。

それからもうひとつ、汚染くずの輸送の件ですが、トラックでたぶん運ぶと思うんですが、ものによっては結構は飛散するのではないかと思うんですね。飛散。要するに、土嚢のようなものに積んで、入れたものを運ぶわけですから、周辺に全然散らばらないという保証は何もないわけですね。シートかけたりしてもなんにしても。道路の両脇は、相当汚染されるんじゃないかなと、そういう懸念があるんですが、その辺をお願いしたいと思います。

環境省：ひとつ目が遮水シートのお話、ふたつ目が輸送の荷姿、安全性だと思います。遮水シート、今回、まずそこに埋めるものは水ではなくて、土です。それで、もうひとつ土を入れるにあたって、受け入れる分別施設、例えば遮水シートでしたらとがったものがあつたりしたら刺さりますので、穴が開くんじゃないかということもありますし、そういう受入・分別施設、有機物とかそういうのは取り除くのはまずひとつございます。

それと、構造をちょっとご覧になっていただきたいんですが、すいません。ページが二転三転しまして。24 ページをちょっとご覧になっていただけますか。まず入れるものは土であるという点です。土である点で、それと、土を直接このシートに置くのではなくて、土の上に1回、保護土を置きます。これはよく処分場、実はいろんな廃棄物の処分場でやっております。いろんな廃棄物処分場、これは水を入れずに廃棄物を入れる処分場で管理型処分場と言いまして、幕を張っている処分場がこれは全国にございます。これは水ではございません。廃棄物を入れる。例えば、その入れ方の工夫として、幕を張って、すぐ廃棄物を入れるんじゃないくて、廃棄物を入れるときも、その廃棄物の内容について吟味をしますが、廃棄物を入れる場合にシートと接しないように例えば、そうですね。厳選されたそこに、保護する土をまず引いてから、廃棄物を入れるというようなことをやっております。

従いまして、水を入れるのではなくて、そういう保護をした、これは全国でやっております。例えば放射性廃棄物ではなくて、もっといろんな産業廃棄物の埋め立てを実際全国で行っております。そういうノウハウがありますので、この埋めるにあたりまして、このシートを破れないような、ここで保護土と書いてございますが、保護土を引いたり、保護をした上で土壌を順番に、注意深く埋めていくことになります。一気にぼんと入れるようなことはございません。これは全国でも実際の廃棄物処分場での実績がございます。それと、その周りで水のモニタリングも常時監視を行いますので、そういう、例えば破れというものがあって、そこから検知されるのであれば、すぐ検知機能を働くようにして、例えばどこがそういう漏れておるのかということも、チェックしながらやっていきます。

ふたつ目の輸送のトラックですが、これは大量、先ほど申しましたように1,600万立方メートルから2,200万立方メートルというのがございます。飛散をどうするのか、事故が起こった場合どうするのかというのがございます。例えば、輸送につきましてはこのお手元の資料の31ページに載っておりますが、例えばフレコンをそのまま積むというよりも、きちんと覆いをかけたり、あるいはコンテナみたいなものに入れて輸送をするということで、飛散、実はもうすでに仮置場にいろんな土を運んでおります、除染の現場から。そのときに除染土壌の収集、運搬に関わるガイドラインというのに基づきまして、適切な荷姿、

輸送車両を選択することになっております。これはすでに実績がございまして、現在、各町で行われております除染につきましては、除染の現場から仮置場までガイドラインに沿いまして適切な荷姿、あるいは飛散、流出防止を図った形でやっております、その点につきましてもすでに実績がございまして、ご指摘の点については十分注意してやっていきたいと思っておりますし、例えばここで書いております全数管理、全てのフレコンを管理すると考えております。そのフレコンが今ここで、例えば仮置場から積まれて、どこをどう走っておるのかと。というような全数管理をしたいと思っておりますので、万が一事故が起こったとしても、そういうバックアップ体制、迅速に取っていききたいというように考えております。ご指摘の点は最もだと思っております。ありがとうございます。

参加者：周辺の環境調査は行わないんですか？ 輸送中。

環境省：当然、例えば周辺もそうですし、運転手の被ばくというのもあるかと思えます。そういうのも含めて、モニタリングは適切にやっていきたいと思えます。ただ、きのうもご質問が出たんですけど、まだ仮置場が全部整っていない状況ですので、どのような輸送でどのように安全に行っていくかというのを現在、検討会のほうでご議論いただいておりますので、それは仮置きが進むにつれて、あと事業が、まだ事業の受け入れ自体オッケーいただいておりますので、そこまで精度は上がってございませませんが、必要な検討がございまして、どうモニタリングをやっていくかということは、重要なご指摘だと思っております。もっともお話でございまして、どうもありがとうございます。

参加者：17、18 ページ。この図を見ると貯蔵施設、なんかずいぶん少ないですね。将来にわたって、ここで予定しているこの土地の面積、これもし足りなくなった場合にはどうするんですか。

環境省：全体の面積が、11 平方キロメートル、大熊町。双葉町が5 平方キロメートル。現状、これで、先ほど申しました通り、最大 2,200 万立方メートル、不確定要素も見込んでこの容積でまかなえるとわれわれは考えております。足りなくなるということはないと思っております。

参加者：ちなみにこれって、10 ページのところなんですけど、これは何年間を予測してるんですか。30 年ですか。30 年間の予想なんですか。それとも何年間の予想ですか。これ。ある程度、予想してますよね。

環境省：除染が今、徐々に進んでおりまして、まだ全部除染が終わってない状況です。従いまして除染、非常にこれも頭が痛い問題でして、除染の進捗と、それとこちらの受け入れ能力というものにリンクしまして、どれだけの除染土がどれだけ貯蔵できるというのは、要はこの用地の手当ての進捗状況、それと工事の用地を手当てをしたところからの工事の進捗状況、それと除染の進捗状況、これによると思います。それと、トータルの量につきましては、現在除染の中で、各町で除染を、除染計画が行われておりまして、それから予測、算出をしております。

参加者：じゃあ、これ見込みであって、もしかしたら万が一足りなくなるという可能性もあるということですね。

環境省：現時点では2,200万立方メートルと推定しておりまして、そのほかに推定困難な分野の貯蔵も考慮をして、この面積を出しております。貯蔵量を出しております。将来、これで足りなくなるということは、現在考えておりませんし、これでまかなえると思っております。

参加者：ちょっと分かんないんですけども、今の質問しているのは、このもし万が一足りなくなった場合についてはどうするかということを知りたいんです。

環境省：この中でいろんな貯蔵施設だとか、例えば土壌施設だとか、その分だけで足りるのかということか、敷地全体で足りるのか、どちらでしょうか。

参加者：もし足りなくなった場合について、ここの面積だけで補いきれないということであれば、ほかの土地探さなければならないですね。

環境省：敷地全体、16平方キロメートルで足りなくなった場合ということでしょうか。

参加者：はい。

環境省：これを見ていただいて分かりますように、基本的な考えとして、谷とか台地を有効活用してこういう地形で例えば、谷のところに土を埋める、あるいは台地のところに、例えば廃棄物貯蔵施設を、堅固な地盤に造るという地形の有効利用を考えておるところです。それで、2,200立方メートル最大値ですが、そのほか、何回も言いますが、余裕、まだまだ今後、確定できないものを含めて、実はこの施設内で足りるという計算をしております。

ますので、足りないということは、これだけの面積があれば、ないというように思っております。

参加者：ちなみにその足りない、そのプラスアルファの部分ですよね。そのプラスアルファの部分っていうのを、今もう例えば、こんな話したくないですけども、政府の方が1キロあたり100ベクレル以下のものは販売していいよ、と言ってますよね。それは販売基準であって、体内摂取基準ではないですよね。1キロあたり100ベクレル以下のものであれば販売していいと。それがいつまで続くか分からないと。今現在、山のもの、海のもの、100ベクレル超えてるものがある、それを自粛しているわけです。今後、そういったものが販売される、ごみになって出される、燃やされる、焼却される、今後とも汚染物の廃棄物が出てくるわけですよ、この先。こういうことも考えてるんですか？

環境省：この施設はあくまで除染に伴って。もうひとつ、100ベクレル以下の販売していいという基準はちょっと私、存じ上げないですけども。

参加者：100ベクレル以下のものであれば販売していいっていうことになってるんですよね。超えたものは売って駄目だと。

環境省：それは食品の基準ですか？

参加者：はい。でも、これ焼却灰なども入ってますよね。

環境省：ここは10万ベクレルを超える焼却灰で、10万から8,000のものは先ほど申しましたようにフクシマエコテックという所に搬入をすることになっています。これは除染に伴って出るものの中間貯蔵施設であります。そのほかのものは入ってまいりません。除染と、あと、除染のものを燃やした、あと対策地域内の廃棄物で燃やしたのも、10万ベクレル以上のものしか入ってまいりません。先ほどの方のお話と関係しますが、なんでもかんでも入るといふものではございません。あくまで除染に伴って発生する除去土壌、あるいはその焼却に伴って発生する10万ベクレル以上のものしか入ってまいりません。

参加者：じゃあ、それ以外のものっていうのはどこに置くんですか？ それはみんな分かってるんですよ、それ。

環境省：まず除染で出てくる土ですね。土については、何ベクレル以下のものが売っていいとか、あるいは処分していいということはありませんで、除染で出てくるものはみんな

仮置き場に持ってきて、福島県のもはこの中間貯蔵に置かしていただくということになります。それから廃棄物なんですけれども、廃棄物には例えば、地震で出たがれきでありますとか、あるいは下水を処理した汚泥でありますとか、セシウムが入っている場合がございます。それはもう 8,000 ベクレルという線で切りまして、8,000 ベクレルから以上は国がきちんと処理をする。8,000 ベクレル以下は、これまでの既存の最終処分場とかでも安全に埋め立てたりすることができるということで、これまでのやり方で処理を進めていくと、いろんな市町村にもお願いをしていると、こういうことでございます。今でお分かりになりましたか？

参加者：いや、分かんないです。ちょっとなんだかんだ言っても結局、中間貯蔵施設に持ってくることになるんじゃないですか？

環境省：中間貯蔵施設の場合、土壌は福島県内で除染で出たものは持ってまいります。ただし、これは原発の敷地の中の除染は、これは私ども引き受けませんので、これは別の話です。これは別の話ですね。廃棄物についてはここでは 10 万ベクレル以上のものを中間貯蔵に受け入れるという話になります。で、あと、草木とかの除染で出てまいりますので、それはここに運んで、それを焼いてから、灰にして入れるわけですけど、その灰も入ります。そういうことでございます。

参加者：それは、そういったものを燃やすのはこの施設ってことですか。そういったもの、土壌とか、草木？ そういったものを焼却するのもこん中で、なんすかね。設置されるということですね。

環境省：まず除染で出たもの、土ですけど、木とか枝だとかいっぱい入っております。それはこの中で、持ってきてこの中で燃やします。あと、灰で、あといろんなところで、中間貯蔵関係ないところでは燃やす灰がございます。その灰について、10 万ベクレルを超えるものだけは持ってきます、中間貯蔵に。

参加者：俺が聞きたかったのは、土地が足りなくなった場合にはどうするかということを知りたかったんですけども。

環境省：右が、2,200 万立方メートル、プラス余裕を持ってあくまでこの除染に伴う土壌、あるいは焼却灰で 10 万ベクレル以上のものにつきましては、この中の土地が足りなくなるということは、考えてございません。ただ、今申し上げましたように、除染以外のものと

か、あるいは、いわゆるこういう除去土壌等と関係のないものはここに来ませんので、そういう意味でも面積が足らなくなることはないと思っております。全然違う、一般の廃棄物で燃やした灰などは、通常の廃棄物処分場のほうに参ります。

参加者：そうすると、廃棄物処分場に行ったあとはどうなるんですか？

環境省：すいません。もう一度、地図をおめくりいただきたいんですが、7ページ、8ページで灰につきまして、まず除染土壌、土壌が来ます。で、土壌の中で有機物を燃やしたものを中間貯蔵で貯蔵します。土壌が入ってますから。あと灰、焼却灰。焼却灰で10万ベクレル以上ものは中間貯蔵に来ます。8,000ベクレルから10万ベクレルまでのものは、8ページの右下に書いてますフクシマエコテッククリーンセンターというところにいきます。富岡町にございます。で、8,000ベクレル以下のものは、通常の処分場に処分されます。今もそのように処分をしております。

参加者：ちなみにこのフクシマエコテッククリーンセンター？ ここで処分するっていうことなんですけども、そこではどのようになさるんですか。そこでどの、永久にここで持ってるんですか。

環境省：フクシマエコテッククリーンセンターでは、ここに最終的に10万ベクレルまでのものを処分します。

参加者：どのように処分するんですか？ 結局なんでもかんでも持ってくるってことになるんですよ、中間貯蔵施設に。

環境省：10万ベクレル以下の廃棄物につきましては、先ほどご説明しました通り、富岡町にありますフクシマエコテッククリーンセンター、こちらは民間の管理型処分場になりますが、こちらで埋め立てということで現在、環境省の方から受け入れについてお願いをしているところです。こちらについては最終処分場という形で中間貯蔵施設と違いまして、埋め立て処分をするというように、管理型処分場で最終処分をするということになっています。

それで、飛灰につきましては、セシウムが溶出しないように、コンクリート固形化という方法できちんと管理するようになっています。

環境省：すいません。繰り返しになりますが、この敷地、これはあくまで除去土壌など、それと10万ベクレル以下の灰というのを格納する施設でして、17ページ、18ページお示した、この敷地で対応できるということでございます。

参加者：それは間違いないですね。

環境省：はい、間違いございません。

参加者：ちなみに余談ですけど、福島県外のものは運び込まないということですけども、それはこの間の説明だと書類で見るとのことなんですね。書類で見ると。よその県から、例えば福島県外から運び込まれないように書類で見ますというような返事だったんですけども、もし万が一、もし万が一、運び込まれた場合に、例えばそれは罰則規定なんかあるんですか。

環境省：はい。お答えいたします。おそらくほかの県でも除染とか、廃棄物の処理をしているので、それが間違っ、あるいは業者が悪さをして持ってくるんじゃないかというようなご心配かと思います。

今、除染とか、まず除染につきましては、やっているのは市町村なんですね。市町村が責任を持って除染をしています。それで、どこに土を持って行くのかということについてもきちんと業者を指導・監督を、まずしております。それがひとつですね。それから、廃棄物についても8,000ベクレルを超えるものについては全部、国に届け出がなされますので、きちんと私どものほうでも把握をし、そして、どこで処分されたか、きちっと押さえています。さらにその上で、業者が悪さをして不法に投棄すると、これはもう当然、罰則がかかるように法律のほうで厳しく規制していることでございます。

ということですので、県をまたいで間違っ、入ってくるということはないということでご理解いただければと思います。ありがとうございました。

参加者：中間貯蔵施設からは多少離れてるんですが、一番最後のページ、33ページになりますが、段階的に工事を実施してありますけど、この中間貯蔵施設に搬入を開始してから30年以内になるのか、それとも、施設が1個ずつ出来上がって行って、その中でひとつずつにまず入れた段階で30年になるのか、それとも全部、あらかじめまい込んだときから30年になるのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいんですが。

環境省：5ページ、すいません。資料の5ページに載っております貯蔵開始後、ですから、全部できてからじゃなくて搬入を、徐々にというか、最初の搬入を開始してから30年というところでございます。よろしいでしょうか。

参加者：予定地内に土地と自宅があるんです。それで、中間貯蔵施設に関わる土地とか入ってるんですけども、自宅にもし決まった場合、立ち入りとかは、どうなるんでしょうか。いえ、一時立ち入りのときにはいつまで入れるかとか、そういうことはあるんですか。

環境省：まだ居宅がある、ないとか、例えば工事始まったあととか、というよりも、居宅のある間という意味でしょうか。ちょっとすいません。

参加者：もし決まった場合、そこにまだ自宅がありますよね。そのときに一時立ち入りとか、そういうことが可能かどうかというか、ちょっとその辺ちょっと聞きたいんですけども。

環境省：ひとつは先ほど申しましたように、順次用地の手当て、買い取りをさせて、建物もそうでございます。まだ用地の取得、あるいは建物の取得ができない間は、お宅さまの財産でございます。そのときは当然、お宅さまの立ち入りと言いますか、われわれ、ちょっとある意味関係ないと申します。もうひとつ、ちょっと申し訳ないんですが、まだ受け入れ是非ということもございませんで、町さんの手前、なかなか言いにくいところあるんですけども、事務的なお話をさせていただきますと、まず調査をさせていただかないといけません。つまり、ご自宅はどこにあって、どのくらいの大きさで、建物の中はどんな動産があるのかと、それが終わらないことにはまだ、賠償と申しますか、それができませんので、まずそれをさせていただいて、それから引き渡しいただいてから、工事がどうなるか分かりませんが、工事の進捗等も関連しますので、その辺りのスケジュール感は個々にご相談させていただくことになると思います。

と申しますのは、引き渡して工事が開始になるとなりますと、それも当然、更地にしないと工事はできませんので、そのときには物理的にはもう来ていただけなくなりますので、その辺りのタイミングについては個々にちょっとご相談になると思います。

参加者：じゃあ、その決まるまでっていうか、その段階まではまだ立ち入りが可能ということですね。そのうちで、そちらのほうでもう確定したというか、そういうときにはもう私たちは戻れないということですね。

環境省：こちらの、そちらさまの財産の間は、まだわれわれのものではありませんので、われわれがどうこうすることはできませんけれども、例えばこちらの、引き渡していただいて、例えば工事にかかるということになれば、こちらの用地と申しますか、その敷地内になりますので、その時点ではもうそれは、移転は終わったということになります。それはちょっと個々のご事情がありますので、またちょっとこういう今の段階ではまだ事業の説明になりますので、また後ほどちょっとお話をさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

参加者：はい、分かりました。

参加者：中間貯蔵施設の赤枠を見てて思ったんですけど、今後 30 年間の間に土壌とか、汚染土壌をここに搬入されるのはすごく理解できるんですけども、汚染水対策の、例えば今タンクがたくさんならんでるじゃないですか。で、もしかするとその中間貯蔵施設の上に汚染水がなくなるということは、30 年以内に考えられないので、置くことも可能だと考えてるのではないのかなってちょっと思ったんですけども、どうなんでしょうか。

資源エネルギー庁：まず基本的考え方としまして、今われわれ、汚染水をなるべく増やさない対策、これを順次やっているところであります。また、今の汚染水の量を予測して、必要なタンクを確保するように工事もやっている最中です。なので、1F の敷地外に汚染水タンクを設置することは考えておりません。

参加者：万が一というか、汚染水は、今、現在も多少は減ってるかもしれないですけど、でも増え続けてますよね。ということは、例えば 10 年後、これ、もしかしたら福島第一原発の敷地内にいっぱいになっちゃうんじゃないかなと思うんです。そうすると、中間貯蔵施設もその置く場所として対象になってくるんじゃないかなと思ったんですけども、そのためのちょっとシナリオもあるのかな、なんてちょっとにらんでみたんですけども。

資源エネルギー庁：汚染水、今 1 日、ちょっと詳しく説明をさせていただきます。1 日 400 トンぐらい増えております。これは地下水が原子炉建屋に入っているためです。この 1 日 400 トン入る水を減らすという対策で、報道でもご存じかもしれませんが、地下水バイパスという建屋に入る前の水をくみ上げて、海に流す対策、これを 5 月の 21 日から開始をしました。それから、本日からですけど、原子炉建屋の周りに氷の壁を造ると。凍土壁を造るという対策も工事を開始をしたんですが、こういったいろんな対策を取りまして、1 日 400 トンの水を減らしていくと。ですから、汚染水が増える 1 日の量を減らしていくという

対策を今、一生懸命やっている最中なんです。こういった対策を順次やっていって、今、われわれ 80 万トンの汚染水の増加を見込んでおります。これは、今後の対策、いろいろやった上でも 80 万トンぐらいまでは必要だろうと、その 80 万トン分のタンクは今、敷地を確保して、1F の構内の大熊側に敷地を確保しているので、われわれの予想では足りると思っております。ただ、いろいろな対策を今後も講じていかなければいけないので、その対策は引き続きやってまいるということでございます。ご理解いただければ幸いです。

参加者：はい。じゃあ、そういうことは今後何十年たったとしても、もし汚染水が 1F の敷地の敷地内から溢れることがあっても、中間貯蔵施設の枠内に入ることは絶対ないということですか。

環境省：先ほども第一原発の中の、例えば廃棄物だとか土もそうですし、それも一切、そもそも法律が違いますので、持ち込めなくなっております。それと、私ども中間貯蔵を担当しております、その汚染水が入ってくるとか、汚染水がタンクに来るとか、あるいは中のものが来るということは一切ございません。それは環境省が責任を、中間貯蔵は環境省がやっております、第一原発は資源エネルギー庁がやって、その縦割りじゃないかとおっしゃいますが、そうではございませんで、これは政府一体で、一切、中間貯蔵には第一原発の汚染水のタンクだとか、あるいはそこから出る廃棄物、一切、持ち込むことはございません。中間貯蔵施設はあくまで福島県内の除染、特別措置法と申しますけど、その除染に伴って出る土と、焼却灰の 10 万ベクレル以上のものだけでございます。そこはなんとかご理解いただきたいと思います。

参加者：ありがとうございました。

参加者：ちょっと簡単なことなんですけれども、今の前の方、女性の方がいつまで帰れるのかという質問だったんですけれども、帰れなくなる家庭が、戸数としてはどのくらいでお調べしてるのでしょうか。

環境省：中間貯蔵の敷地内にある戸数ということでしょうか。

参加者：はい。今の女性のことがいつまで帰れるかっていうことで、工事になったらもしかしたら帰れなくなる、今は自由ですけどっていう意見なんですけれども。

環境省：大変申し訳ないんですが、何戸というのは、まだその次の段階で、われわれ、つかんでございません。あくまで物理的に中間貯蔵施設ですが、この範囲でできるかどうかの調査をしましてお示しさせていただきましたこの中に、例えば何人の地権者の方がおられるとか、何戸の戸数がおられるかというのは、まだわれわれは把握しておりません。はっきりした数は分かっておりません。これはわれわれで情報、できませんので、最終的には町さんのご協力がないと何戸だというのは現実的に把握できない問題でございます。これはご理解いただきたいと思えます。

参加者：なるほど、分かりました。あとまた環境省さんたちで、大熊町の環境をしてくれるっていうことで、貯蔵できないほうの地域はそのままうちに残るんですか。30年、40年と言われても、建物は残るんですか。

環境省：中間貯蔵の外側ということでよろしいでしょうか。

参加者：はい。

復興庁：中間貯蔵施設の外側になりますと、これから町とよく相談していかなければなりません。これは大熊町の復興をどう進めていくかということに関係してくるんだと思います。今は町の当局でも復興ビジョンをお作りになって、いろいろご努力を続けておられるところでございますので、これは復興庁としても全力で支援したいというふうに思っております。その敷地外の復興の姿を、町としてどのような形で事業を進めていくか、これによってだいぶ変わってくると思いますので、今からどうなるかまだはっきり言える状況ではないんですが、できるだけ皆さん方にお帰りいただいて、町として新しく復興できるように国としてもしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

参加者：分かりました。もう1点なんですけれども、今日この会場で来られた方は意見とか提案とか割と分かりますよね。それから、次々の会場で出た意見は私たちは通じないっていうか、考えられないので、これをアンケートみたいなことにしてまとめて私たちに文章で。

環境省：ほかの会場でのご意見等も知りたいということですね。

参加者：そういう皆さんも最初から、そういう意見を頂戴したいっていうことなんで、そういう情報も私たちに文章でもらえたらありがたいと思うんですけど。

環境省：この説明会、全部、公開でやっておりまして、今考えておりますので皆さまのから出た意見と、われわれ、私どもが返した内容についてとりまとめて、いろんな方法が、少なくともインターネットでは公表していると思いますし、それから町民の皆さまにどうそれをお届けするかは、ちょっと届け方は町のほうとご相談になると思いますが、いずれにしても全て公開でやっておりますので、やり取りにつきましても、とりまとめて公表はしたいと思っております。ただ、町民の皆さまのお手元に届くのは、どういう方法があるかっていうのはちょっと町のほうと。直接配るのか、あるいはインターネットなんか、インターネット、ご覧になれない方もおられますので、そのところは町とご相談していきたいと思っております。

参加者：はい。ありがとうございます。じゃあ、しっかりと町と相談してやってください。お願いします。

参加者：中間貯蔵地は一応、30年以内に最終処分地に行くようになってますけど、またさっきのことなんだけど、これ30年後、今のこれね、大熊町と双葉町はこれどんな形になるんでしょうか。今あるものはなくなりますよね。最終処分地に持っていけば。30年後、31年後はこの今の中の状況はどう変わるんでしょうか。

環境省：30年後、最終処分という、県外最終処分でそのあと、この跡地はどうなるのかというお話なんですけど、跡地という言い方がどうかあれですけども、この土地につきましても、どうやって使っていくかという問題もありますし、あとどのように役立てていくかというのがありますので、その辺り、まだまだ検討は足りないところでございますが、例えば先ほど復興庁のほうから申しました町の将来の復興ビジョンとも関係がございますので、いろんな方とご相談、今後特に町、町さんも含めて相談をしていくことになろうかと思えます。現在のところは、そこまでちょっと議論が及んでないところっていうのはご理解いただきたいと思います。まずは中間貯蔵に全力を挙げたいということでございます。おっしゃること、十分、私も肝に銘じておきたいと思えます。ありがとうございます。

参加者：はい、分かりました。

参加者：今、東電の建屋なんかみんな爆発してないでしょ。それは放射線っていうか、放射能は現在、ストップしてるんですか、完全に。

資源エネルギー庁：今、1Fの1号機から3号機までから出ている放射性物質の量というのは、これは毎週、測定をしております。で、その結果は敷地の境界、1Fの敷地の境界で年間で0.03ミリシーベルト。ですから、30マイクロシーベルトというぐらいの放射性物質はまだ放出をされているということでもあります。ですから、完全にゼロになっているわけではございません。

参加者：だから、除染しても結局、中間貯蔵庫に入れる、入れるっていうか、それ全部入んねえと思うんですよね。放射能が収まらない限りは。それが国がこの中間貯蔵庫に福島県内の土壌、汚染物、そういうものを今現在の案でね、構図で急速にみんな入るって言うけど、東電の放射能が収まらない限り、結局たちごっこでまた、ここは除染したから大丈夫です、またいってみたらまだ高いです。まだ除染しなくちゃならないです。そういうものが何回も繰り返してるうちに、いっぱいになっちゃうんじゃないですか。

資源エネルギー庁：今申し上げた試算は、敷地境界のところでの線量でありまして、ですから、まったく敷地の外に飛んでいかないということではないんですけども、あと、県内に今、3,000台以上のモニタリングポストとか、線量計っていうのが配置されておまして、そこでリアルタイムで線量を測定しております。その値には有意な変化は見られてないと。もちろん敷地境界にもモニタリングポスト、8台あるんですけども、そこでも有意な変動は見られてないということで、量の多い、少ないはあるかもしれませんが、大量に敷地の外に放射性物質が放出されていて、また除染したところの線量が極端に上がるといようなことはないと思っております。

以上